（証券コード5936）
平成28年６月９日

株　主　各　位

大阪市中央区南船場二丁目３番２号
東洋シヤッター株式会社
代表取締役社長　岡　田　敏　夫

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成28年６月23日（木曜日）午後５時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、２頁から３頁までの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　大阪市中央区南船場二丁目４番10号
　ネストホテル大阪心斎橋　２階「淀」

3. 目的事項

報告事項
1. 第61期（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　監査役補欠者１名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2．次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.toyo-shutter.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
①連結株主資本等変動計算書
②連結計算書類の連結注記表
③株主資本等変動計算書
④計算書類の個別注記表
従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
3．株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について
（1）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

（2）行使期限は平成28年６月23日（木曜日）午後５時15分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
（3）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
（4）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
（5）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
（ご注意）
・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について
ご不明点は、株主名簿管理人である　みずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

（1）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　0120-768-524（平日 9：00～21：00）

（2）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以　上

添付書類

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

⑴事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の回復基調で推移してきました。しかしながら、中国をはじめとする海外経済の減速に加え、年初から急速に進む株安・円高により、景気の先行きは不透明な状況にあります。

当シャッター業界におきましては、民間設備投資が底堅く推移しつつあるという経営環境の好転はあるものの、非住宅着工床面積の落ち込みもあり、決して楽観できる状況ではありません。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画『POWER UP3』の初年度として、積極的な営業活動による受注確保・販売拡大を展開し、業務全般にわたる効率化を進めて事業基盤を固めるとともにさらなる原価低減に努めてまいりました。

しかしながら、需要動向を図る指標の一つであります非住宅着工床面積は、平成18年度を100％とした場合、リーマン・ショックの影響により平成21年度は57.4％にまで落ち込みました。その後は政府の経済政策や円安を背景に、一部企業の業績が上向くなど平成25年度に78.0％程度まで回復いたしましたが、消費税率引き上げに伴う反動や急速に進む株安・円高などの影響もあり、前年度は73.0％、当年度は69.6％と低減傾向となりました。これに伴い当年度の売上につながる案件が減少し、競争激化となり利益率が低下いたしました。

また、平成27年10月13日に公表しましたとおり、当社が平成18年５月より平成24年４月まで製造・販売しました防火シャッターにおきまして、構成部品の一部である「中継器」が絶縁劣化し、ごく稀ではありますがシャッターが自重降下する可能性のあることが判明したため、当中継器を自主改修することにいたしました。それに伴い、当社は改修費用として597百万円を特別損失として計上しました。株主の皆様をはじめ、多くの方々に深くお詫び申し上げますと共に、今後、お客さまに満足して頂ける製品づくりに一層努力して参る所存でございます。

この結果、当連結会計年度における受注高は前年同期比7.9％減の18,242百万円となり、売上高は前年同期比1.4％減の18,540百万円、営業利益は1,166百万円（前年同期比291百万円減少）、経常利益は1,106百万円（前年同期比279百万円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は280百万円（前年同期比568百万円減少）となりました。

なお、平成15年３月に発行した第１回優先株式につきましては、普通株式への転換に伴う希薄化や配当負担が経営の最重要課題のひとつであると考えておりました。そこで平成28年３月７日に公表しましたとおり、株主の皆様や多くの方々のご支援を賜り、同年３月30日に発行済第１回優先株式の全てである２百万株を取得し、同日付で取得株式の全てを消却いたしました。

⑵資金調達の状況及び設備投資の状況

当連結会計年度中においては、シンジケートローンのリファイナンスのため、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンにより3,200百万円の資金調達を行っております。

当連結会計年度中における設備投資は、総額407百万円であり、その主なものは、基幹システムの更新と設備の更新であり、自己資金とリースにより調達しております。

⑶対処すべき課題

中期的な経営戦略

当社グループといたしましては、中期経営計画『POWER UP3』の初年度の競争激化の状況はしばらく続くものと判断しましたことを踏まえ、平成27年５月12日に公表いたしました中期経営計画を修正いたしました。

この中期経営計画の目標達成に向け全社一丸となって邁進するとともに顧客のニーズに対応できる商品開発とサービスのさらなる改善・強化によって企業品質の向上を実現し、従来からめざしていますシャッター・ドア・金物専業メーカーとしての地位を万全のものにするよう努めてまいります。

よって、平成29年３月期の損益計画としては、売上高は19,000百万円、営業利益は1,000百万円、経常利益は900百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は620百万円を見込んでおります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[経営ビジョン]

・既存事業の飛躍と新たな発見に努め、未来に向かって進撃を続けます。
・効率化と改革に挑戦し続け、環境変化に負けない企業体力の充実を図ります。
・社員は企業品質を磨き、業務に誇りを持ち、個々の責任を果たします。
・社員や共に働く人々が全員参加のもと、強くて温かい会社をつくります。

[中期経営計画骨子]

中期経営計画『POWER UP3』期間における建設投資は、日本経済の回復基調と東京オリンピックの需要があるとはいえ楽観は許されない状況でありますが、会社総合力の一層の向上を目指し、以下の重点施策の遂行により、収益力の確保を図ってまいります。

・コーポレートガバナンス重視の経営により、内部統制の充実と意思伝達の迅速化を図ります。
・主力製品であるシャッターとスチールドアの受注増強を図り、収益力の向上を実行します。
・環境の変化に対応し、地域毎に強力な営業基盤を構築します。
・メンテナンス事業に経営資源を投入し、ストックマーケットにおける基盤を構築します。
・生産体制の整備充実を継続し、更なる効率化を目指します。
・ユーザーニーズに対応した商品開発を行い、商品ラインナップの拡充も図ります。
・全社統合システムの構築により、経営の意思決定の迅速化を図ります。
・社員教育の拡充と自学自習風土の定着を通じて、強い社員、強い組織、強い会社を実現します。

⑷財産及び損益の状況の推移

	平成24年度 第58期	平成25年度 第59期	平成26年度 第60期	平成27年度 第61期 (当連結会計年度)
受注高	17,923,475 千円	19,624,327 千円	19,800,382 千円	18,242,373 千円
売上高	17,524,594 千円	18,842,435 千円	18,807,368 千円	18,540,088 千円
経常利益	566,500 千円	1,147,814 千円	1,385,641 千円	1,106,603 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	508,726 千円	672,202 千円	849,339 千円	280,492 千円
１株当たり当期純利益	74円69銭	99円11銭	125円55銭	44円24銭
総資産	15,251,866 千円	15,691,470 千円	16,780,470 千円	16,385,828 千円
純資産	5,532,744 千円	5,868,751 千円	6,701,383 千円	5,392,356 千円

（注）１株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益から期中平均株式数（除く自己株式数）で除して算出しております。

⑸重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

①親会社

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
南東洋シヤッター株式会社	20,000 千円	100 %	外注業務の請負

⑹主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

各種シャッター及びその他の建築用建具・建材の製造・取付及び販売
防災・防犯機器の製造・取付及び販売
建築用金物・船舶用金物・装飾金物・家具厨房機器の製造及び販売
建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売及び輸出入に関する業務
各種電気輸送機及び電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付及び修理
上記の保守業務
不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理
工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェアの取得・貸与及び販売
上記に関連する業務

⑺主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本　　社　大阪市
東京本社　東京都中央区
支　　店　東京支店（東京都中央区）、東京ビル建支店（東京都中央区）、
名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、
大阪ビル建支店（大阪市）、関西メンテサービス支店（大阪市）、
中四国支店（広島市）、九州支店（福岡県糟屋郡）
営 業 所　全国主要都市50ヶ所
工　　場　つくば工場（茨城県稲敷市）、奈良工場（奈良県磯城郡）、
九州工場（鹿児島県姶良市）
子 会 社　南東洋シヤッター株式会社（鹿児島県姶良市）

⑻従業員の状況（平成28年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数
管理部門	46 名
営業部門	355
製造部門	117
合計	518

（注）上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計113名）は含んでおりません。

⑼主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	千円 1,960,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	690,000
株式会社三井住友銀行	650,000
株式会社商工組合中央金庫	309,300
株式会社りそな銀行	300,000

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

⑴発行済株式の総数

①発行可能株式総数	普通株式	17,748,000株
	第１回優先株式	1,000,000株
②発行済株式の総数	普通株式（自己株式含む）	6,387,123株

⑵株主数

普通株式　4,635名

⑶上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT A/C HOERMANN BETEILIGUNGS GMBH	1,200,000	18.9%
東洋シヤッター取引先持株会	598,780	9.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	424,200	6.7%
東洋シヤッター従業員持株会	370,928	5.9%
株式会社みずほ銀行	313,374	4.9%
下村正一	135,000	2.1%
愛知電機株式会社	125,444	2.0%
日本生命保険相互会社	119,307	1.9%
中央不動産株式会社	114,159	1.8%
スガツネ工業株式会社	110,200	1.7%

（注）1. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	128,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	59,800株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	57,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	54,100株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口３）	52,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）	48,100株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	25,200株

2. 平成28年３月30日付で第１回優先株式の全てである2,000,000株を取得し、同日付で全てを消却したことにより、当事業年度末における発行済優先株式はございません。
3. 上記、持株比率は自己株式（47,069株）を控除して計算しております。

⑷その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

⑴取締役及び監査役（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田　敏夫	執行役員社長、全般統括、ハーマン・ジャパン㈱取締役
代表取締役専務	丸山　明雄	専務執行役員、全般統括兼経営企画統括部長
専務取締役	三邑　政輝	専務執行役員、事業統括部長兼設計工務部長
取締役	橘　大二郎	常務執行役員、事業統括部副統括部長兼中四国支店長
取締役	金久　史郎	常務執行役員、事業統括部副統括部長
取締役	岩田　靜夫	常務執行役員、商品企画統括部長
取締役	能村　宏	常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長
取締役	堀井　昌弘	弁護士、さくら法律事務所 代表弁護士、岩谷産業㈱社外監査役
取締役	マーチン・ハーマン	ハーマン・ベタイリグングス㈲マネージングディレクター、ハーマン・ジャパン㈱代表取締役会長
取締役	水野　久美子	公認会計士、水野会計事務所 所長
常勤監査役	山中　真清	
常勤監査役	小田　修	
監査役	津田　尚廣	弁護士、弁護士法人 なにわ橋法律事務所 代表社員、㈱ＰＧＳホーム社外監査役、ヒロセ㈱社外監査役
監査役	堤　昌彦	公認会計士、堤公認会計士事務所 所長、エスペック㈱社外監査役

（注）1. 取締役堀井昌弘氏、マーチン・ハーマン氏及び水野久美子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役堀井昌弘氏及び水野久美子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 監査役津田尚廣氏及び堤昌彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役堤昌彦氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 監査役津田尚廣氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。

4. 監査役堤昌彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者峯本耕治氏を選任しております。

6. 取締役に関する人事異動を平成28年４月１日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
専務取締役	三邑政輝	専務執行役員、事業統括部長、関西ユニット・設計工務部管掌
取締役	橘大二郎	常務執行役員
取締役	金久史郎	常務執行役員、事業統括部副統括部長、東日本ユニット管掌

7. 当社は執行役員制度を採用しており、平成28年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員社長	岡田敏夫	代表取締役社長、全般統括
専務執行役員	丸山明雄	代表取締役専務、全般統括兼経営企画統括部長
専務執行役員	三邑政輝	専務取締役、事業統括部長兼設計工務部長
常務執行役員	橘大二郎	取締役、事業統括部副統括部長兼中四国支店長
常務執行役員	金久史郎	取締役、事業統括部副統括部長
常務執行役員	岩田靜夫	取締役、商品企画統括部長
常務執行役員	能村宏	取締役、業務企画統括部長兼事業戦略室長
執行役員	村中正人	事業統括部ＥＭ営業部長
執行役員	花井直樹	東京ビル建支店及び東日本営業推進部担当

8. 執行役員に関する人事異動を平成28年４月１日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
執行役員	村中正人	事業統括部西日本ユニット長兼ＥＭ営業部長
執行役員	花井直樹	事業統括部東日本ユニット長兼東京ビル建支店長

⑵取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	11人 (3)	千円 136,009 (8,400)
監査役 （うち社外監査役）	4人 (2)	千円 31,270 (7,200)
計	15人	千円 167,279

（注）１．上記員数には、無報酬の社外取締役２名は含んでおりません。
２．上記員数には平成27年６月19日（第60回定時株主総会の会日）をもって退任した取締役１名、社外取締役１名を含んでおります。

⑶社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役堀井昌弘氏は、さくら法律事務所の代表弁護士であり、岩谷産業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役マーチン・ハーマン氏は、当社の大株主でありますハーマン・ベタイリグングス㈲のマネージングディレクターであり、ハーマン・ジャパン株式会社の代表取締役会長であります。ハーマン・ジャパン株式会社は当社の持分法適用関連会社であります。

取締役水野久美子氏は、水野会計事務所の所長であります。当社と当該事務所との間には特別な関係はありません。

監査役津田尚廣氏は、弁護士法人なにわ橋法律事務所の代表社員であり、株式会社PGSホーム及びヒロセ株式会社の社外監査役であります。弁護士法人なにわ橋法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しております。当社とその他の兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役堤昌彦氏は、堤公認会計士事務所の所長であり、エスペック株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	取締役会（出席率）	監査役会（出席率）
取締役	堀　井　昌　弘	11回出席／11回開催　(100%)	―
	マーチン・ハーマン	7回出席／8回開催　(87.5%)	―
	水　野　久美子	7回出席／8回開催　(87.5%)	―
監査役	津　田　尚　廣	11回出席／11回開催　(100%)	11回出席／11回開催　(100%)
	堤　　昌　彦	10回出席／11回開催　(90.9%)	11回出席／11回開催　(100%)

（注）１．各社外取締役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、議案・審議等につき必要な意見の表明を適宜行いました。
２．各社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、公正な意見の表明を行いました。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
３．取締役マーチン・ハーマン氏及び水野久美子氏につきましては、平成27年６月19日開催の第60回定時株主総会において選任され、就任した後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役、社外監査役と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役、社外監査役の全員と契約した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役との責任限定契約

「社外取締役は、本契約締結日以降社外取締役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

・社外監査役との責任限定契約

「社外監査役は、本契約締結日以降社外監査役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

5. 会計監査人の状況

⑴会計監査人の名称

栄監査法人

⑵責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑶当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	35,500 千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	35,500 千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法の監査の報酬等の額を含めております。

2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑷非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑸解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの構築に関する基本方針」)を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容及び運用状況の概要は次のとおりであります。

⑴取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番(5)の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

監査役は、取締役会はじめとする社内の重要な会議に随時出席し、取締役の職務執行の監査を実施した。監査部門では、部門監査(工場含む)を実施した。また、内部通報窓口への対応を行うことで、違反行為の早期発見と再発防止に努めた。

⑵取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

各規程に従い、適切に情報を保存・管理を行った。

⑶損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社及びグループ会社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。

②当社は各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織としてコンプライアンス統括部を設置する。コンプライアンス統括部には、リスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。

③コンプライアンス統括部は業務監査部が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各部がリスク管理に係わる規程を定め行動する。

④役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。

コンプライアンス統括部を中心に、対処すべきリスクに関し各部門から情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

⑷取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。

②当社及びグループ会社の取締役の職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

社外取締役３名を含む10名の取締役よりなる取締役会は計11回開催され、社外監査役２名を含む監査役４名も参加した。

⑸使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及びグループ会社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。

②当社は、コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部にリスク管理部を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。

③役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行う。

④内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部に業務監査部を置き、使用人の業務執行状況を監査する。

⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

コンプライアンス統括部を中心に、業務監査部が各部署（44箇所）の業務監査を行い、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

⑹株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

①当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し、その役職員にも周知徹底するものとする。

②グループ会社は当社に準じて規程類を整備し、その役職員に徹底するものとする。

③グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、コンプライアンス統括部業務監査部による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。また、内部監査の報告を代表取締役に行うものとする。

④同じく、コンプライアンス統括部各部により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。

⑤監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

コンプライアンス統括部を中心に、業務監査部が各部署（44箇所）の内部監査を実施し、業務内容の監査を行った。また、リスク管理委員会を６回開催し、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

⑺監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。

②但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。

③監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

④監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。

⑻監査役に報告するための体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

②前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。

イ．当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。

ロ．内部監査の活動状況。

ハ．重要な会計方針、会計基準及びその変更。

ニ．業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。

ホ．内部通報制度の運用及び通報の内容。

ヘ．稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。

③前2項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

④監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

取締役は、取締役会等の重要な会議において、各取締役が担当する業務執行状況を監査役に対し随時報告した。監査役は、監査役監査などで随時、使用人からのヒヤリング等を通じ必要な報告及び情報の収集を実施した。

⑼財務報告の信頼性を確保するための体制

①財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。

②内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

コンプライアンス統括部において、業務監査部の監査を通じ、内部統制の評価を実施した。

⑽反社会的勢力排除に向けた体制

①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

②反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、コンプライアンス統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

取引先との契約時において反社会的勢力の排除条項の契約書の記載を確認し、外部関係機関等との情報交換を定期的に行った。

7. 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスの最適化を経営の最重要課題のひとつとして位置付けしております。今後の飛躍のための設備投資や研究開発費に必要な内部留保の確保、財務状況や業績等を勘案しながら、株主の皆様に利益還元を行ってまいります。

この方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、当初1株当たり年間27円を予定しておりましたが、業績が特別損失の計上などにより当初予想を下回ったことを勘案し、誠に遺憾ではございますが、1株当たり年間15円とすることを平成28年5月13日開催の取締役会で決定しております。

なお、平成28年度は安定的な配当を目指し、配当性向20%を目途に1株当たり年間20円の配当を予定しております。

8. その他会社の現況に関する重要な事項

（重要な訴訟事件等）

当社は、平成22年6月、公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

この排除措置命令及び課徴金納付命令については、その内容において当社と解釈が異なり、承服できないところがありますので、平成22年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、現在審判中であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**8,154,586**	**流動負債**	**6,954,677**
現金及び預金	971,855	支払手形及び買掛金	3,077,992
受取手形及び売掛金	4,972,654	短期借入金	1,400,000
仕掛品	869,313	１年内返済予定の長期借入金	351,800
原材料及び貯蔵品	662,563	リース債務	188,098
繰延税金資産	285,361	未払金	487,637
その他	407,039	未払法人税等	92,258
貸倒引当金	△14,201	賞与引当金	224,814
固定資産	**8,231,241**	工事損失引当金	81,768
有形固定資産	**7,121,916**	製品改修引当金	518,155
建物及び構築物	2,383,996	その他	532,150
機械装置及び運搬具	142,747	**固定負債**	**4,038,794**
工具、器具及び備品	84,895	長期借入金	3,157,500
土地	4,141,141	リース債務	558,841
リース資産	369,135	長期未払金	200,678
無形固定資産	**379,015**	繰延税金負債	83,184
電話加入権	24,097	退職給付に係る負債	38,591
リース資産	327,551	**負債合計**	**10,993,471**
その他	27,366	**純資産の部**	
投資その他の資産	**730,309**	**株主資本**	**5,571,321**
投資有価証券	25,611	**資本金**	**2,024,213**
関係会社株式	9,688	**資本剰余金**	**186,000**
退職給付に係る資産	440,078	**利益剰余金**	**3,406,145**
その他	259,855	**自己株式**	**△45,037**
貸倒引当金	△4,923	**その他の包括利益累計額**	**△178,965**
		その他有価証券評価差額金	**4,325**
		退職給付に係る調整累計額	**△183,290**
		純資産合計	**5,392,356**
資産合計	**16,385,828**	**負債純資産合計**	**16,385,828**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		18,540,088
売上原価		13,356,899
売上総利益		**5,183,188**
販売費及び一般管理費		4,016,210
営業利益		**1,166,977**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,122	
償却債権取立益	218	
受取手数料	3,241	
保険配当金	2,493	
受取保険金	1,100	
未払費用取崩益	36,785	
スクラップ売却益	6,955	
その他	6,358	58,275
営業外費用		
支払利息	53,647	
手形売却損	7,986	
シンジケートローン手数料	44,572	
持分法による投資損失	6,824	
その他	5,618	118,650
経常利益		**1,106,603**
特別損失		
製品改修損失	597,785	597,785
税金等調整前当期純利益		**508,818**
法人税、住民税及び事業税	306,723	
法人税等調整額	△78,397	228,325
当期純利益		**280,492**
親会社株主に帰属する当期純利益		**280,492**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　國　分　博　史　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　羽　田　　勲　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**8,101,569**	**流動負債**	**6,953,607**
現金及び預金	921,690	支払手形	2,408,321
受取手形	1,210,123	買掛金	677,918
売掛金	3,762,530	短期借入金	1,400,000
仕掛品	870,352	１年内返済予定の長期借入金	351,800
原材料及び貯蔵品	662,563	リース債務	188,098
前払費用	91,420	未払金	487,637
短期貸付金	320	未払費用	117,830
未収入金	309,871	未払法人税等	92,138
繰延税金資産	282,788	未払消費税等	32,584
その他	4,109	前受金	232,292
貸倒引当金	△14,201	預り金	140,924
固定資産	**8,491,904**	賞与引当金	218,568
有形固定資産	**7,119,044**	工事損失引当金	81,768
建物	2,253,177	製品改修引当金	518,155
構築物	130,727	設備関係支払手形	5,568
機械装置	135,342	**固定負債**	**4,080,944**
車輌運搬具	4,626	長期借入金	3,157,500
工具、器具及び備品	84,894	リース債務	558,841
土地	4,141,141	長期未払金	200,678
リース資産	369,135	繰延税金負債	163,924
無形固定資産	**378,527**	**負債合計**	**11,034,552**
電話加入権	23,804	**純資産の部**	
リース資産	327,551	**株主資本**	**5,554,595**
その他	27,171	**資本金**	**2,024,213**
投資その他の資産	**994,331**	**資本剰余金**	**186,000**
投資有価証券	25,611	資本準備金	186,000
関係会社株式	9,680	**利益剰余金**	**3,389,420**
長期貸付金	2,328	利益準備金	137,551
破産更生債権等	4,921	その他利益剰余金	3,251,868
差入保証金	133,707	繰越利益剰余金	3,251,868
事業保険積立金	50,920	**自己株式**	**△45,037**
長期前払費用	67,954	**評価・換算差額等**	**4,325**
前払年金費用	704,109	**その他有価証券評価差額金**	**4,325**
その他	22	**純資産合計**	**5,558,921**
貸倒引当金	△4,923		
資産合計	**16,593,473**	**負債純資産合計**	**16,593,473**

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		18,540,088
売上原価		13,395,316
売上総利益		**5,144,772**
販売費及び一般管理費		3,985,966
営業利益		**1,158,805**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,115	
償却債権取立益	218	
受取手数料	3,241	
保険配当金	2,493	
受取保険金	1,100	
未払費用取崩益	36,785	
スクラップ売却益	6,955	
その他	5,809	57,719
営業外費用		
支払利息	53,647	
手形売却損	7,986	
シンジケートローン手数料	44,572	
その他	5,618	111,825
経常利益		**1,104,699**
特別損失		
関係会社株式評価損	6,840	
製品改修損失	597,785	604,625
税引前当期純利益		**500,073**
法人税、住民税及び事業税	305,639	
法人税等調整額	△75,823	229,815
当期純利益		**270,258**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　國　分　博　史　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　羽　田　　勲　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

東洋シヤッター株式会社　監査役会

常勤監査役　山　中　真　清　㊞

常勤監査役　小　田　　修　㊞

社外監査役　津　田　尚　廣　㊞

社外監査役　堤　　昌　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は平成28年３月30日に、第１回優先株式の発行済株式の全てである2,000,000株を取得し、同日付で取得株式の全てを消却いたしました。これにより、当社が発行している株式は普通株式のみとなり、また、今後優先株式を発行する予定もないことから、優先株式に関連する規定の削除を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は20,748千株とし、このうち17,748千株は普通株式、3,000千株は優先株式とする。ただし、普通株式の消却または優先株式の消却もしくは普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は17,748千株とする。
第２章の２　優先株式	（削除）
（優先配当およびその上限額） 第10条の２　当会社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式１株につき年10円を上限として、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において本条第２項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
２．当会社は、第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の２分の１に相当する額の金銭を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。	
（非累積条項） 第10条の３　ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。	（削除）
（参加条項） 第10条の４　優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先中間配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。	（削除）
（残余財産の分配） 第10条の５　当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式払込金に相当する金額を支払う。 ２．優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。	（削除）
（議決権） 第10条の６　優先株主は、株主総会において議決権を有しない。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株式の併合または分割、新株予約権等） 第10条の７　当会社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および優先株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。 ２．当会社は、株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権または新株予約権を、優先株主には優先株式の新株引受権または新株予約権をそれぞれ同時に同一割合で与えることによりこれを行う。	（削除）
（優先株式の消却） 第10条の８　当会社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。	（削除）
（普通株式への転換） 第10条の９　優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、その有する優先株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。	（削除）
（普通株式への一斉転換） 第10条の10　当会社は、前条の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日をもって、優先株式１株に対し普通株式１株を対価として取得する。	（削除）
（除斥期間） 第10条の11　第49条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（発行内容の一部変更） 第10条の12　当会社が、優先株式発行に際して取締役会に委任して定めた内容のうち、転換請求受付場所については下記のとおり変更し、当社が取締役会に委任していた事項より除く。なお、その他の事項については、当社が取締役会に委任した事項から除かれない。 取得請求受付場所 東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社　本店	（削除）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（種類株主総会） 第17条の２　第13条、第14条および第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。	（削除）

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、経営体制効率化のために１名減員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任  岡田　敏夫（おかだ　としお） （昭和37年11月４日生） ・在任年数　19年 ・所有する当社株式数 23,700株	昭和61年４月　川鉄商事㈱（現ＪＦＥ商事㈱）入社 平成３年４月　当社入社 平成６年10月　当社営業企画室長 平成９年６月　当社取締役企画室長 平成11年４月　当社取締役管理本部副本部長兼企画室長 平成12年４月　当社取締役総務部担当兼企画室長 平成13年６月　当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長 平成14年10月　当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長 平成15年４月　当社常務取締役東京本社統括 平成19年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成20年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成21年４月　当社常務取締役兼常務執行役員業務企画統括部長 平成22年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括現在に至る 平成27年３月　ハーマン・ジャパン㈱取締役現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 岡田敏夫氏は、平成３年入社以来、営業企画、管理、生産等経営全般に従事し、平成９年６月から取締役に就任しており、平成22年４月から代表取締役社長を務めております。 よって、当社における経営全般及び管理運営業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	再任  丸山明雄（まるやまあきお） （昭和28年11月３日生） ・在任年数　４年 ・所有する当社株式数 4,300株	昭和51年４月　㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成15年９月　当社経理部長 平成18年４月　当社執行役員企画管理本部副本部長 平成19年４月　当社常務執行役員企画管理本部副本部長 平成22年４月　当社常務執行役員経営企画統括部長 平成24年６月　当社取締役兼常務執行役員、経営企画統括部長 平成27年４月　当社専務取締役兼専務執行役員、経営企画統括部長 平成27年６月　当社代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括兼経営企画統括部長 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 丸山明雄氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、平成15年入社以来、経理、経営企画等管理部門の業務に従事し、平成18年４月に執行役員に就任しており、管理部門を担当しております。また、平成24年６月に取締役、平成27年６月から代表取締役専務に就任しております。 よって、当社の経営全般及び管理運営業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>再任

三邑　政輝
(昭和26年９月２日生)

・在任年数　７年
・所有する当社株式数
14,646株</td><td>昭和50年３月　当社入社
平成12年４月　当社関西地区事業部長
平成13年６月　当社取締役地区事業部担当兼関西地区事業部長
平成14年10月　当社取締役西日本地区事業部
平成15年４月　当社取締役メンテ事業部担当
平成16年10月　当社取締役東日本事業部長兼西日本事業部長
平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員、東日本営業ユニット部門長
平成18年６月　当社常務執行役員、東日本営業ユニット部門長
平成20年４月　当社常務執行役員生産製品本部長
平成21年４月　当社常務執行役員経営企画統括部長
平成21年６月　当社取締役兼常務執行役員経営企画統括部長
平成22年４月　当社取締役兼常務執行役員、事業統括部副統括部長
平成23年４月　当社取締役兼常務執行役員、事業統括部長
平成24年４月　当社常務取締役兼常務執行役員、事業統括部長
平成26年４月　当社常務取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長
平成27年４月　当社専務取締役兼専務執行役員、事業統括部長兼設計工務部長
平成28年４月　当社専務取締役兼専務執行役員、事業統括部長、関西ユニット・設計工務部管掌
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
三邑政輝氏は、昭和50年入社以来、設計や営業の幅広い業務に従事し、平成13年６月には取締役に就任し、業務企画や生産、経営企画、営業等を担当しており、平成27年４月に専務取締役に就任しております。
よって、当社の事業運営及び経営全般に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	再任  金久史郎（かねひさしろう） （昭和30年３月16日生） ・在任年数　１年 ・所有する当社株式数 4,200株	昭和53年４月　当社入社 平成12年４月　当社京都支店長 平成15年４月　当社メンテ事業部長兼関西メンテ支店長 平成17年３月　当社西日本事業部長 平成18年４月　当社執行役員、西日本営業ユニット部長兼営業推進部長 平成21年４月　当社執行役員、業務企画統括部副統括部長兼営業企画部長 平成25年４月　当社執行役員、コンプライアンス統括部長兼 リスク管理部長、業務監査部長 平成27年４月　当社常務執行役員、事業統括部副統括部長 平成27年６月　当社取締役兼常務執行役員、事業統括部副統括部長 平成28年４月　当社取締役兼常務執行役員、事業統括部副統括部長、東日本ユニット管掌 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 金久史郎氏は、昭和53年入社以来、営業部門に携わり、平成18年４月に執行役員に就任し、業務企画、コンプライアンス、営業を担当しております。また、平成27年６月に取締役に就任し、東日本地区の営業を担当しております。 よって、当社の事業運営のみならずコンプライアンスに関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再任  岩田静夫（いわたしずお） （昭和33年２月４日生） ・在任年数　１年 ・所有する当社株式数 9,400株	昭和55年４月　当社入社 平成16年６月　当社経営企画室長 平成18年４月　当社経営企画部長 平成22年４月　当社総務部長 平成25年４月　当社業務企画統括部副統括部長兼設計工務部長 平成26年４月　当社執行役員、商品企画統括部長 平成27年４月　当社常務執行役員、商品企画統括部長 平成27年６月　当社取締役兼常務執行役員、商品企画統括部長 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 岩田静夫氏は、昭和55年入社以来、設計、生産、経営企画、設計工務等の業務に従事し、平成26年４月に執行役員に就任しており、平成27年６月には取締役に就任し、購買・技術を担当しております。 よって、当社の製品開発に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	再任  能村（のむら）　宏（ひろし） （昭和37年７月６日生） ・在任年数　１年 ・所有する当社株式数 900株	昭和61年４月　㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成26年４月　当社執行役員、事業統括部副統括部長 平成26年10月　当社執行役員、事業統括部副統括部長兼事業戦略室長 平成27年４月　当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 平成27年６月　当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 能村宏氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、平成26年４月入社以来、執行役員に就任し営業を担当しており、平成27年６月には取締役に就任し、業務企画や事業戦略を担当しております。 よって、当社の事業運営に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="3">7</td><td>再任　独立社外

堀井　昌弘
(昭和33年1月13日生)

・在任年数　4年
・所有する当社株式数
0株</td><td>平成２年４月　弁護士登録
平成12年１月　さくら法律事務所代表弁護士
現在に至る
平成15年６月　岩谷産業㈱社外監査役
現在に至る
平成24年６月　当社取締役
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
堀井昌弘氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を活かし、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【独立性に係る事項】
同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	再任　社外  マーチン・ハーマン (昭和40年３月５日生) ・在任年数　１年 ・所有する当社株式数 0株	平成７年１月　ハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）マネージングパートナー 現在に至る 平成10年１月　ハーマン北京ドア・プロダクション㈱取締役会会長 現在に至る 平成10年３月　ハーマン・ベタイリグングス㈲マネージングディレクター 現在に至る 平成23年５月　ハーマン・ジャパン㈱代表取締役会長 現在に至る 平成27年６月　当社取締役 現在に至る
	【社外取締役候補者とした理由】 マーチン・ハーマン氏は、平成７年のハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）のマネージングパートナーを初め、ハーマン・ジャパン㈱の代表取締役会長に就任するなど、複数の海外企業経営者としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="3">9</td><td>再任　独立社外

水野　　久美子
(昭和35年3月19日生)

・在任年数　1年
・所有する当社株式数
0株</td><td>昭和57年４月　日本火災海上保険㈱（現損害保険ジャパン日本興亜㈱）入社
平成３年10月　青山監査法人入所
平成７年５月　水野会計事務所設立
現在に至る
平成27年６月　当社取締役
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
水野久美子氏は、公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【独立性に係る事項】
同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</td></tr>
</table>

（注）１.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２.社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者堀井昌弘氏及びマーチン・ハーマン氏並びに水野久美子氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏らが再選された場合には、本契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役堤昌彦氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
再任　独立社外  堤（つつみ）　昌彦（まさひこ） （昭和29年４月27日生） ・在任年数　11年 ・所有する当社株式数 500株	昭和53年４月　監査法人中央会計事務所入所 昭和56年２月　公認会計士登録 昭和57年７月　公認会計士堤泰助事務所入所 平成６年２月　堤公認会計士事務所所長 現在に至る 平成17年６月　当社監査役 現在に至る 平成26年６月　エスペック㈱社外監査役 現在に至る

【社外監査役候補者とした理由】

堤昌彦氏は、公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を活かし、当社の監査体制の強化を行っていただくため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に係る事項】

同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者堤昌彦氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再選された場合には、本契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　監査役補欠者１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ監査役補欠者１名の選任をお願いするものであります。

峯本耕治氏は社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者からは、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
再任  峯本　耕治（みねもと　こうじ） （昭和34年５月18日生） ・所有する当社株式数 0株	平成２年４月　弁護士登録 平成２年４月　長野総合法律事務所入所 現在に至る 平成23年６月　㈱関西アーバン銀行社外監査役 現在に至る
【社外監査役補欠者候補とした理由】 峯本耕治氏は、弁護士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　社外監査役補欠者候補に関する特記事項は以下のとおりであります。

社外監査役補欠者候補との責任限定契約について

当社は社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役補欠者候補である峯本耕治氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになり就任することとなった場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

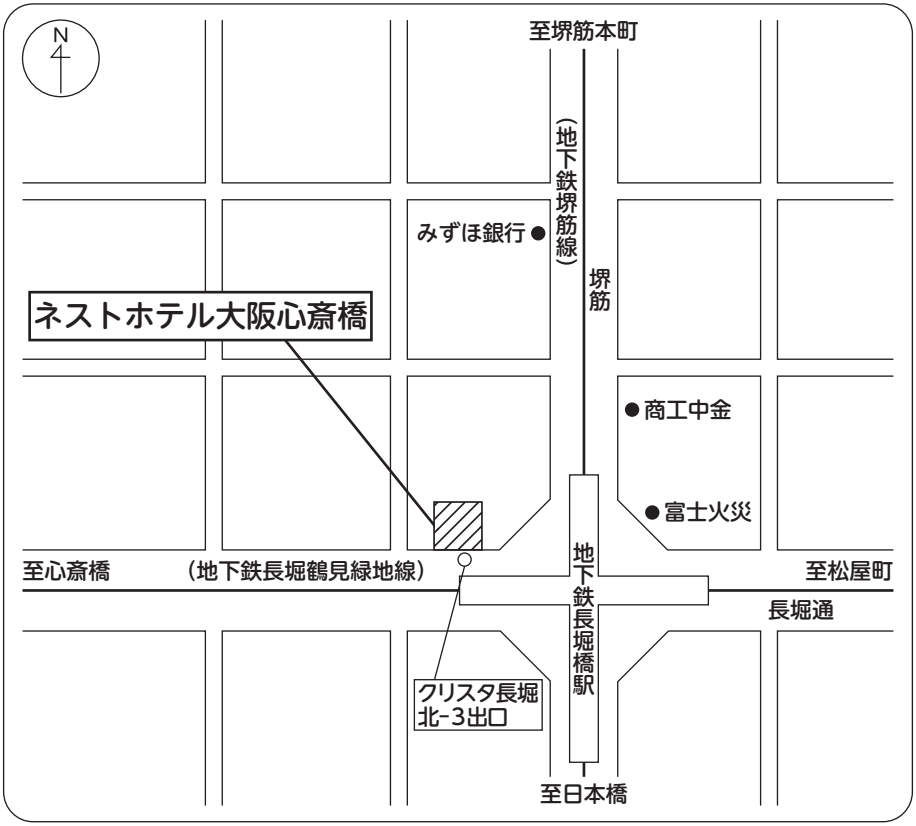

会場　ネストホテル大阪心斎橋　２階「淀」
大阪市中央区南船場二丁目４番10号
TEL（06）6263-1511

交通　地下鉄堺筋線または長堀鶴見緑地線
「長堀橋」駅下車
２－Ａ出口方面
「クリスタ長堀」北－３出口よりすぐ

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。